

平成31年度地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画等作成） 実務手引書

文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループ

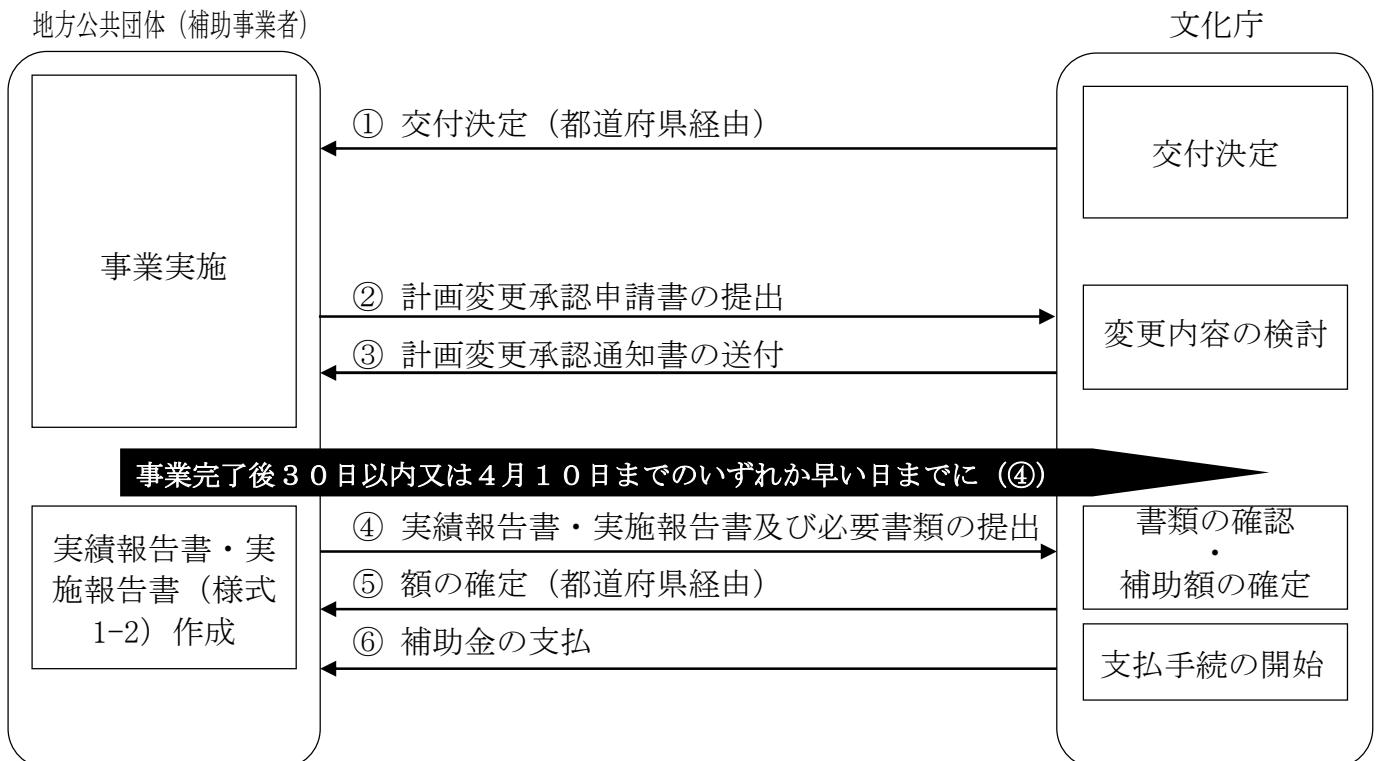
事業の実施に当たっては本書を熟読の上作業を行ってください。特に文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日 法律第179号）については、必ず内容を再度確認してください。

本書の構成

1. 手続の流れ	1
2. 各手続の詳細について	2
3. 実績報告書の作成方法について	3
4. 補助の対象となる経費等について	4
5. その他留意事項等	9
6. 参考資料	
・文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱	11
・文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）国庫補助要項	15
・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	19
・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(抄)	23
7. 実績報告書記入例・実績報告書必要書類等チェックシート	28

1. 手続の流れ

今後の手続の流れは①～⑥のとおりです。



2. 各手続の詳細について

文化庁に提出した書類については、その記載内容について問合せをすることがありますので、必ず写しを取って保管してください。

① 交付決定

提出された交付申請書にもとづき、文化庁による内容確認・審査を経て交付決定を行い、都道府県を通じ補助事業者に交付決定通知書を送付しています。

② 計画変更承認申請書の提出（必要な場合）

交付決定後に、交付申請書に記載された事業の内容又は補助対象経費の総額や内訳を変更しようとするときは、計画変更承認申請書（交付要綱：様式第3）を提出し、文化庁長官の承認を受ける必要があります。計画変更を行おうとする場合、事前に文化庁へ御相談ください。

（抄）文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱

第6条 補助金の交付決定に当たっては、長官は次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。

（1）補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第3）を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更はこの限りではない。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

計画変更承認申請書については、補助事業者が直接文化庁へ提出してください。

③ 計画変更承認通知書の送付

提出された変更内容について文化庁で精査・検討を行い、承認結果を通知します。（金額の変更を伴う計画変更の場合は、変更交付決定を行い、通知します。）

④ 実績報告書等の提出

事業完了後30日以内または4月10日までのいずれか早い日まで

補助事業者は事業終了後、実績報告書（様式第6）等を作成し、計数等のチェックや領収書等の必要書類がそろっているか確認の上、事業完了後30日以内又は平成32（2020）年4月10日までのいずれか早い日までに、文化庁へ御提出ください。報告書類は、個人情報を除いて原則公開の対象となるほか、会計検査院の検査対象になります。

また、実施報告書（様式1-2）については、計画の実施による効果・成果等を検証・分析した上で作成し、事業完了後30日以内又は平成32（2020）年4月10日までのいずれか早い日までに文化庁へ御提出ください。

⑤ 額の確定

実績報告書等を確認し、事業が適正に実施されたと認められる場合、文化庁は補助金額の確定を行い、都道府県を通じ補助事業者に額の確定通知書を送付します。

⑥ 補助金の支払

文化庁から指定口座に補助金を振り込みます。

なお、当該口座に補助金にかかる利子が発生した場合、当該補助事業の経費に充てるよう措置し、実績報告書に記載しなければなりません（文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱第6条（8））。事業完了後に利子の発生が判明した場合は、国庫に返還を求める可能性があります。口座開設に当たっては、利子の発生しない決済用普通預金等の口座

を活用してください。

※ 補助事業の遂行等に当たり不正等が明らかになったときは、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日 法律第179号）に基づき交付決定の全部又は一部を取消し、かつ既に支払われた補助金についても返還させることができることとなっておりますので御留意願います。

3. 実績報告書の作成方法について

実績報告書（収支精算書等含む）の様式は、必ず平成31年度版実績報告書の様式にて御提出ください。実績報告書の様式は、文化庁HPにも掲載しています。

（文化庁HP該当箇所URL）

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/index.html

◆事業の実績報告に必要な書類

1. 実績報告書（様式第6）
2. 事業報告書
3. 収支精算書
4. 支出内訳明細書
5. 補助事業に係る文化財の概要・担当者連絡先
6. 帳簿、領収書等の証ひょう類の写し
7. 事業の成果物（報告書、パンフレット、チラシ、ポスター、写真等）
8. 実施体制（委員会等）の規則及び名簿
9. 交付決定通知書等の写し

※計画変更を行った場合は、計画変更承認通知書（金額の変更を伴う場合は交付決定変更通知書）の写しも添付すること。

10. 実績報告書必要書類等チェックシート

11. 新聞評等（掲載紙、年月日、記者（執筆者）を記載、A4サイズ）（任意）

<注意事項>

(1) 様式の作成方法について

- ① 上記1.～4.については、様式第6を使用して作成してください。また、実績報告書等（上記1.～4.）は、領収書等の事業の実施を証明する証ひょう類に基づいて作成してください。
- ② 支出内訳明細書の（項）及び（目）は、収支精算書（支出の部）の（項）、（目）と同じ順番になるように作成してください。
- ③ 実績報告書の作成に当たっては、補助対象とならない経費について特に注意してください。（P8 4 (2)「補助対象とならない経費、単価上限等」を御参照ください。）
 - ・単価上限を超えた額は、補助対象外です（補助事業者による自己負担となります）。
- ④ 実績報告書の記載方法は、様式第6記入例を御参照ください。

(2) 証ひょう類の準備について

- ① 領収書の「宛名」「但し書き」「領収印」「領収書日付」は必須です（旅費の場合は、経路も明記すること）。どの団体の、何に対する領収書なのかはっきりわかるようにすること。また、コピーをする際には、これらの表記がわかるようにすること。コピーが薄いものや必要事項が記載されていない領収書は認められません。

- ② 交付決定を受けた団体が補助事業者となり、その団体から支出を行った経費のみ実績報告書に記載することができます。
複数の地方公共団体の連名で申請している場合、各構成団体が支出し、各構成団体名の証ひょう類を整えてください。
- ③ 領収書・請求書・受領簿等の証ひょう類は、支出内訳明細書の記載と同じ順番で並べ、必ずA4の用紙に貼り付けてください。複数ある場合は、領収書及び支出内訳明細書の領収書番号欄に共通の番号を振ってください。
- ④ 個人に対する謝金・旅費等の領収書については、氏名、支払額、事業日、支払日、支払内容を記した一覧に押印する受領簿でも可とします。
- ⑤ 出演料、旅費、謝金等において、団体の代表が一括して受領し、その後分配している場合は、団体の代表のみの領収書ではなく、分配後の各人からそれぞれ領収書（金額も明記してあるもの）を徴収してください。
- ⑥ 発注金額が10万円以上（税込）の場合、見積書を徴してください。（ただし、1点税込10万円以上の消耗品等は補助対象外です。）
- ⑦ 発注金額が100万円以上（税込）の場合、複数者から見積書を徴してください。複数者から見積書を徴することができない場合は、理由書（任意様式）を添付してください。所在の地方公共団体の条例等の基準に照らして認められる理由に限り認められます。
- ⑧ 作業一式を外部委託等する場合は、委託内容及び経費積算等の内訳が分かる資料を添付してください。なお、外部に委託する場合でも、各費目において本事業の単価基準を適用してください。
- ⑨ 文化庁へは、実績報告書の原本に証ひょう類の写しを添えて提出してください（1部）。領収書等証ひょう類の原本は、実績報告書の写しと一緒に、補助事業者が保管してください。請求書を証ひょう類とした場合は、支払後に必ず領収書の写しを提出してください。

（3）その他注意事項

- ① 帳簿、領収書、請求書、受領簿等により支払等が証明されない経費は計上できませんので御注意ください。
- ② 事業を実施するに当たり、内容が補助対象外経費に当たるか判断がつかない場合は、文化庁にお問い合わせください。
- ③ 計画変更を行っている場合は、計画変更承認通知書（金額の変更を伴う計画変更の場合は、交付決定変更通知書）を添付してください。
- ④ 実績報告に際し、文化庁の事前承認を得ずに計画の変更等が行われたと認められる場合は、交付決定の取消しを行う場合があります。
- ⑤ 補助事業の遂行等に当たり不正等が明らかになったときは、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日 法律第179号）に基づき交付決定の全部又は一部を取消し、かつ既に支払われた補助金についても返還させることができるものとなっておりますので御留意願います。

4. 補助の対象となる経費等について

事業が完了し、額の確定を行う際は、実績報告書及び各証ひょう類等によって事業が適正に実施

されているか精査します。

募集案内に記載した補助対象外経費及び補助対象経費について、別表1～2に掲載していますので、改めて確認をお願いします（交付決定した経費でも、実際の使途が補助対象外経費に当たると判断される場合は、補助の対象とすることはできません）。

（1）補助対象となる経費

以下の別表1のとおりです。

＜別表1＞補助対象となる経費（文化財保存活用地域計画等作成支援）

名稱	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
地域文化財総合活用推進事業 主たる事業費	ケ 文化財保存活用地域計画作成事業 キ 歴史文化基本構想策定事業 ク 歴史文化基本構想改訂事業	事業費	賃金	会場整理等賃金 資料整理等賃金 現地踏査補助員賃金 ○○員賃金	臨時で雇用する場合のみ 〃 直営で実施する場合 〃
			共済費	傷害保険 ○○保険	危険作業を伴う等に必要な場合に限る
			報償費	講師等謝金 原稿執筆謝金 会議出席謝金 ○○謝金	
			旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償	現地踏査旅費、調査旅費 外部委員等旅費
			使用料及び借料	会場借料 自動車等借上料 ○○借料 ○○損料	現地踏査自動車雇上
			役務費	通信運搬費 現像焼付料	
			委託費	○○委託費	
			請負費	請負費	
			需用費	消耗品費 印刷製本費 会議費	単価が10万円未満（税込）のものに限る 文化財保存活用地域計画等印刷費、会議等資料印刷

その他の経費	事務経費	事務費	賃金 旅費	資料整理等賃金 普通旅費 費用弁償	臨時で雇用する場合のみ 連絡旅費
--------	------	-----	----------	-------------------------	---------------------

			役務費 委託費 使用料及び借料 需要費	通信運搬費 手数料 ○○委託費 会場借料 ○○借料 ○○損料 消耗品費 印刷製本費	振込手数料等 打合会会場借料等 単価が 10 万円未満（税込）の ものに限る 資料コピー代等
--	--	--	------------------------------	--	--

＜別表2-1＞各費目における単価上限、補助対象外経費等

費目	細分	注意事項	上限金額
賃金	—	本事業のために臨時に雇用する者のみ対象(地方公共団体で既に雇用している職員に対する支出は補助対象外)	1,040 円／時
共済費	—	イベント保険、その他危険な作業を伴う場合のみ対象。健康保険、年金保険、雇用保険や機材等への保険等は補助対象外	—
報償費	会議出席	有識者による審議、討論等	14,000 円／日
	講演	専門家による講話、研究報告等。技芸等の実演、指導等は補助対象外	35,000 円／日
	調査	専門家による現地調査	12,000 円／日
	指導・実技	技芸等の実演、指導、教授等	10,200 円／日
	原稿執筆	日本語 400 字(A4 用紙 1 枚)程度	2,000 円／枚
		外国語 200 語(A4 用紙 1 枚)程度	4,000 円／枚
	翻訳	和文英訳 200 語(A4 用紙 1 枚)程度	5,700 円／枚
		英文和訳 400 字(A4 用紙 1 枚)程度	3,800 円／枚
		その他和訳 400 字(A4 用紙 1 枚)程度	5,200 円／枚
旅費	交通費	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額	—
		シンポジウム等参加者の送迎費、地方公共団体の事務会合に係る交通費は補助対象外	—
		特別料金(グリーン、ビジネスクラス料金等)、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代は補助対象外	—
	宿泊費	真に必要な場合に限る(ただし、食事代は補助対象外)	9,800 円／日
	日当	補助対象外	—
使用料及び借料		<ul style="list-style-type: none"> ・発注予定金額が 10 万円(税込み)以上の場合、見積書を徴すること。 ・発注予定金額が 100 万円(税込み)以上の場合、複数者から見積書を徴すること。複数者から見積書を徴することができない場合は、理由書(様式任意)を添付すること。また、仕様書の写しを添付すること。 	—
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・作業一式を外部委託等する場合は、委託内容及び経費積算の分かる資料を添付すること。 ・外部に委託する場合の一般管理費は 10%を上限とする。 ・外部に委託する場合、各費目において本表の基準を適用すること。 <p>※上限金額の超過分は自己負担すること。 (例) 現地調査謝金(文化庁基準単価 12,000 円／日)</p>	
委託費		<p>1人あたり 30,000 円／日の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 12,000 円／日(自己負担なし) ② 30,000 円／日(うち自己負担 18,000 円／日) ③ 20,000 円／日(うち自己負担 8,000 円／日) 	
請負費			
需用費	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・1点 10 万円(税込み)以上の高額物品 ・電化製品(パソコン、カメラ)など、転売可能な物品 ・参加者、協力者への贈答が目的の物品 	左記はすべて補助対象外
	印刷製本費	・単価上限を別途定める場合あり。	—
	会議費	講師用の弁当、会議用の水(シンポジウム等の参加者への飲食費は対象外)	—
全事項共通		<p>上記の基準に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費</p> <p>上限金額を超える経費。※上限金額の超過分は自己負担すること。</p>	全額補助対象外
			補助対象外

※その他補助対象外経費

不動産関係費	建物の建設・修繕費、不動産購入費、不動産賃貸費、安全柵等の整備費	全額補助対象外
レセプション等運営費	レセプション(懇親会等)の運営経費、大会参加費	
地方公共団体が当然負担すべき経費	地方公共団体の維持経費(光熱水費、電話代、臨時雇用者以外の賃金、サーバー維持管理費)、収入印紙代等	

域外での活動費	所在する都道府県外や、外国での活動に係る経費（文化庁との打合せ旅費は補助対象）	
応募経費	本事業の応募に係る通信費、旅費等	
補助期間外の支出	補助対象期間外（交付決定日～完了日以外）に実施した事務事業に係る経費	

（2）補助対象とならない経費、単価上限等

補助対象とならない経費の事例、単価上限等については、別表2-1、2-2を参照してください。ただし、これらはあくまで一例です。実績報告書を精査の上、適正に支出されていない経費については補助対象外となります。

① 別表2-1及び2-2に関する注意事項

- ・別表1と併せて御確認ください。
- ・既に地方公共団体で雇用している職員の賃金は補助対象外となります。
- ・宿泊費に食事代が含まれる場合、食事代は補助対象外となります。また宿泊費の上限は、全国一律で9,800円/日となりますので御注意ください。
- ・交通費について、公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額、又は地方公共団体の旅費規程に基づいて支出された経費は補助対象となりますが、積算根拠が不明確な場合、補助対象外となる場合がありますので御注意ください。なお、地方公共団体の旅費規程に基づく場合は、根拠となる旅費規程を実績報告書に添付してください。

＜別表2-2＞補助対象とならない経費の例（事業別）

＜事業内容別の補助対象外経費＞

対象事業	事業内容（例）	留意事項
事前把握	○過去に作成した調査報告書等の確認・整理	○特定の文化財等のみを対象とした事業は対象外
調査	○域内の文化財の総合的把握調査 ○過去に作成した調査報告書等の確認調査	○文化財指定を目的とする調査は対象外 ○地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産活性化事業）で過去に実施した地域の総合的把握調査は対象外 ○歴史文化基本構想を過去に策定した際に調査済みの文化財の総合的把握調査は対象外（ただし、現存確認のみを行う場合は可） ○国宝・重要文化財等保存整備費補助金で対応可能な事業は対象外 ○特定の文化財等のみを対象とした事業は対象外（文化財の詳細調査等）
情報発信	○冊子、パンフレット等の制作（外国語版の製作を含む）	○地域の文化財等を総合的に取り扱う事業のみが対象（特定の文化財等のみを対象にした事業は対象外） ○冊子は上限(300冊)を超えた経費は対象外（パンフレット類は特に上限なし。ただし、配布先リストを添付すること） ○過去に作成したパンフレットの増刷などは対象外

※事業内容はあくまで例であり、記載箇所以外の事業で補助対象になるとは限りませんので御注意ください。

5. その他留意事項等

(1) 書類の保管及び事業実態調査について

採択され補助を受けた事業については、当該活動の完了日が属する年度の終了後5年間（平成37（2025）年3月末まで），補助に係る書類（交付申請書等）、収入・支出に関する帳簿やその支出を証する書類及び関係書類を整理し、善良な管理者の注意をもって保管する必要があります。また、会計検査院や文化庁による事業実態調査の対象になります。

なお、再委託をしている場合は、再委託先についても同様の保管を行う必要があります。

(2) 補助金により取得した物品の管理について

補助金により取得した物品の所有権は補助事業者に帰属しますが、国費で購入したものであることを十分に踏まえ、補助事業者において適切な管理を行ってください。

物品の売却やまだ使用できる物品の廃棄・紛失・譲渡や、個人の所有物とするなどの行為は認められません。

(3) 補助事業者名等の変更について

補助事業者の代表者等が変更になった場合は、HPから「変更届（様式A）」をダウンロードし、作成の上、文化庁まで御報告ください。

(4) 著作権の取扱いについて

① 補助金により作成した成果物（冊子、パンフレット等）の著作権は補助事業者に帰属しますが、上述のとおり国費で作成したものであることを踏まえた取扱いをお願いします。

無償で行う成果物の頒布や提供、貸出しが補助事業者の判断で行ってもらって構いませんが、販売等利益目的での頒布等は認められません。場合によっては、補助金返還の対象となります。なお、頒布先等の相手方に印刷費等の実費負担を求めるることは構いません。補助事業の成果物で国費で作成した部数がなくなった後、増刷等したもの有償で頒布することは可能です。

② 提出された成果物における画像等について、本事業の広報や募集等に関するウェブサイトに掲載する場合や、文部科学省及び文化庁が開催する会議等で本事業の紹介の資料として使用する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 補助金関係法令の適用について

本事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日 法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日 政令第255号）の適用を受けます。

(6) 不正受給等に伴う応募制限について

地域文化財総合活用推進事業において補助金等の不正受給等を行った場合、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）を準用し、応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日 文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

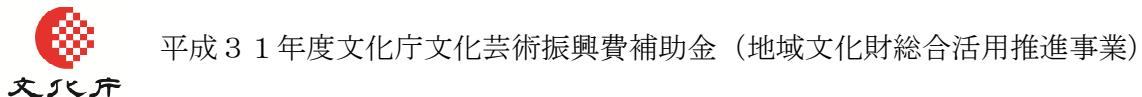
記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記（1）, (2)に準じて取り扱う。

(7) 印刷物等への事業名称の記載について

採択された事業に関する成果物（パンフレット、チラシ、ポスター、報告書等）については、原則として文化庁のシンボルマークと事業名称（地域文化財総合活用推進事業）を記載してください。

<表示例>



(8) 本事業に係る連絡先

文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループ

〒605-8505 京都市東山区東大路通松原上る3丁目毘沙門町43-3

電話番号 075-330-6739

FAX番号 075-561-3511

E-mail bunkakanko@mext.go.jp

6. 参考資料

文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱

平成31年4月1日
文化庁長官決定

（通則）

第1条 文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「保護法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち处分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成14年文部科学省告示第53号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産の総合的な活用の推進等を図ることにより、文化振興とともに地域活性化に資することを目的とする。

（交付の対象となる事業の種類、経費等）

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業の種類及び補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、次のとおりとする。

補助事業の種類	補助事業者
1. 地域計画等	文化財保存活用地域計画等を策定している市區町村及び民間団体等で構成する協議会等
2. 世界文化遺産	世界文化遺産の構成資産が所在する地方公共団体等によって構成される協議会等
3. 日本遺産	日本遺産の構成文化財の所有者又は保護団体（保存会等）等によって構成される協議会等
4. ユネスコ無形文化遺産	地方公共団体及びユネスコ無形文化遺産の保護団体（保存会）等によって構成される協議会等
5. 地域文化遺産	地域の文化財の所有者又は保護団体（保存会）等によって構成される実行委員会等
6. 文化財保存活用地域計画等作成	地方公共団体等
7. 文化財保存活用大綱作成	地方公共団体等

2 補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助金の交付のための手続については、この要綱に定めるもののほか、文化庁長官（以下「長官」という。）が定める補助要項によるものとする。

（申請の手続）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（これに添付すべき書類を含む。様式第1）を別に定める提出期限までに長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時ににおいて当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知等）

第5条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2）を補助事業者に送付するものとする。

2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第6条 補助金の交付決定に当たっては、長官は次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。

- (1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第3）を長官に提出し、その承認を受けなければならない。
 - ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更はこの限りではない。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。
- (2) 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがあること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに、長官に提出しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならぬこと。
- (7) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があつた場合には、補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付すること。
- (8) 補助事業の遂行により生ずる収入金（補助金を概算払いした場合の預金利子等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。
- (10) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあっては、20万円を限度として手持ちすることができること。
- (11) 補助事業を行うために締結する契約等については、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村（特別区を含む。）の法令の定めに準拠して実施しなければならないこと。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、交付の決定（第9条による変更交付決定を含む。以下、第11条第1項及

び第12条第1項において同じ。)の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面(様式第4)を長官に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いをする場合は、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村(特別区を含む。)の法令の定めに準拠して実施しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 長官は、第6条第1号ア又はイに該当し、計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果、先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書(様式第5)を補助事業者に送付するものとする。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日)から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、長官に実績報告書(これに添付すべき書類を含む。様式第6)により当該補助事業の成果を報告しなければならない。

2 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 長官は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第6条第1号ア又はイに該当し長官の承認を受けた場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第7)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の額の確定において、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付等)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をもって交付することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助金の交付の受けようとする者が消費税法上の課税事業者である補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第9)を長官に提出しなければならない。

2 長官は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全

部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 長官は、第6条第3号に該当し補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が適正化法、適正化法施行令、若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 長官は、第1項の第1号から第3号までに該当するため、補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第11条第4項の規定を準用する。

(状況報告及び調査)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、長官の要求があったときには速やかに補助事業状況報告書（様式8）を長官に提出しなければならない。

- 2 長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）国庫補助要項

平成 31 年 4 月 1 日
文化庁長官決定

1. 趣旨

この要項は、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日文化庁長官決定）に基づき、地域の文化財の総合的な活用の推進等に資する事業に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

(1) 地域計画等

補助事業者は、文化財保存活用地域計画等を策定している市区町村及び Destination Management/Marketing Organization (DMO) 等の民間団体等で構成する協議会等とする。

(2) 世界文化遺産

補助事業者は、世界文化遺産の構成資産が所在する地方公共団体等によって構成される協議会等とする。

(3) 日本遺産

補助事業者は、日本遺産の構成文化財の所有者若しくは保護団体（保存会等）等によって構成される協議会等とする。

(4) ユネスコ無形文化遺産

補助事業者は、地方公共団体及びユネスコ無形文化遺産の保護団体（保存会）等によって構成される協議会等とする。

(5) 地域文化遺産

補助事業者は、地域の文化財の所有者若しくは保護団体（保存会等）によって構成される協議会等とする。

(6) 文化財保存活用地域計画等作成

補助事業者は、地方公共団体（市町村等）とする。

(7) 文化財保存活用大綱作成

補助事業者は、地方公共団体（都道府県等）とする。

3. 補助対象事業

(1) 人材育成事業

地域の文化財を総合的に紹介するボランティア等の人材育成。但し、2. (1) から (5) に限る。

(2) 普及啓発事業

地域の文化財を普及啓発するための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等）。但し、2. (1) から (5) に限る。

(3) 調査研究事業

地域の文化財に関する調査研究事業。但し、2. (2) から (4) に限る。

(4) 後継者養成事業

地域の文化財の継承のための後継者の育成等。但し、2. (5) に限る。

(5) 用具等整備事業

地域の文化財の継承のために用いる用具の新調、修理。但し、2. (5) に限る。

(6) 記録作成事業

地域の文化財の保存継承等に関する記録作成。但し、2. (5) に限る。

(7) 情報発信事業

文化財に関する総合的な情報を発信するためのコンテンツの制作・発信及び環境整備。但し、2. (1) から (3) 及び (5) のうち、平成 30 年度に実施した事業と連動して実施する補助事業者の事業に限る。

(8) 活用のための整備に係る事業

文化財の活用に資する設備等整備及び広域文化観光に必要な施設整備。但し、2. (1) 及

- び（3）のうち、平成30年度に実施した事業と連動して実施する補助事業者の事業に限る。
- （9）文化財保存活用地域計画作成事業
地域内の歴史的背景、自然的環境、社会的状況、文化財の状況等に関する調査や文化財保存活用地域計画の作成等に必要な事業。但し、2.（6）に限る。
- （10）歴史文化基本構想策定事業
地域内の歴史的背景、自然的環境、社会的状況、文化財の状況等に関する調査や基本構想の策定等に必要な事業。但し、2.（6）に限る。
- （11）歴史文化基本構想改訂事業
社会的情勢の変化や、区域内の新たな条例等の制定や関連する行政計画等の変更等を踏まえ、既に策定した基本構想を改訂するために必要な事業。但し、2.（6）に限る。
- （12）文化財保存活用大綱作成事業
文化財保存活用大綱の作成等に必要な事業。但し、2.（7）に限る。
- （13）上記（1）から（8）の事業を構想するために必要な取組

4. 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別表のとおりとする。

- （1）主たる事業費
- ア 人材育成事業
 - イ 普及啓発事業
 - ウ 調査研究事業
 - エ 後継者養成事業
 - オ 用具等整備事業
 - カ 記録作成事業
 - キ 情報発信事業
 - ク 活用のための整備に係る事業
 - ケ 文化財保存活用地域計画作成事業
 - コ 歴史文化基本構想策定事業
 - サ 歴史文化基本構想改訂事業
 - シ 文化財保存活用大綱作成事業
 - ス 上記アからクの事業を構想するために必要な取組
- （2）その他の経費
事務経費

6. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。

(別表)

名称	対象経費の区分	項	目	目的細分	説明		
地域文化財総合活用推進事業	主たる経費	ア 人材育成事業 イ 普及啓発事業 ウ 調査研究事業 エ 後継者養成事業 オ 用具等整備事業 カ 記録作成事業 キ 情報発信事業 ケ 文化財保存活用地域計画作成事業 コ 歴史文化基本構想策定事業 サ 歴史文化基本構想改訂事業 シ 文化財保存活用大綱作成事業 ス アからクの事業を構想するため必要な取組 ク 活用のための整備に係る事業	事業費	賃金	会場整理等賃金 資料整理等賃金 作業員賃金 現地踏査補助員 賃金 ○○員賃金	臨時に雇用する場合のみ 〃 〃	
				共済費	傷害保険 ○○保険		
				報償費	講師等謝金 原稿執筆謝金 会議出席謝金 出演料 ○○謝金		
				旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償		
				使用料及び借料	会場借料 自動車等借上料 ○○借料 ○○損料		
				役務費	通信運搬費 手数料 現像焼付料		振込手数料等
				委託費	○○委託費		
				請負費	請負費		
				備品購入費	備品購入費		
				原材料費	○○費		
				需用費	消耗品費 印刷製本費 会議費		単価が10万円未満(税込)のものに限る。
				本工事費	賃金	土木賃金	
				共済費	労災保険 ○○保険		
				報償費	○○委員謝金		
	旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償					

地域文化財総合活用推進事業	主たる経費		使用料及び借料	借料及び損料 ○○損料	
		役務費	通信運搬費 手数料		
		委託費	試験委託費 調査委託費 測量委託費 設計監理費 ○○委託費		
		工事請負費	請負費		
		備品購入費	備品購入費		
		原材料費	工事材料費		
		需用費	印刷製本費 消耗品費 燃料費 光熱水料		
その他の経費	事務経費	事務費	賃金 旅費 役務費 委託費 使用料及び借料 需用費	資料整理等賃金 普通旅費 費用弁償 通信運搬費 手数料 ○○委託費 会場借料 ○○借料、○○損料 消耗品費 印刷製本費	臨時に雇用する場合のみ 振込手数料等 単価が10万円未満(税込)のものに限る。

関係法令等

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が國以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
- 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の責務)

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に當つては、補助金等が国民から徵収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徵収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く

命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

- 2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに當つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
- 三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助

事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

- 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

(決定の通知)

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十一條 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反して

その交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

- 2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならず、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

(状況報告)

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に關し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

- 2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

- 第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関する補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他の法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関する法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

- 第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

- 第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。
- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

- 第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対

して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができます。

(徴収)

- 第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。
- 2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雜則

(理由の提示)

- 第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

- 第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

- 第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

- 第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

- 第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八

号)に基く港務局を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

- 2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。
- 3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

- 2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができます。
- 3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関し

ては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
- 三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

- 2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

- 2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。

- 2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）（抄）

（補助金等の交付の申請の手続）

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 補助事業等の目的及び内容
- 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- 五 その他各省各庁の長（略）が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。
 - 一 申請者の営む主な事業
 - 二 申請者の資産及び負債に関する事項
 - 三 補助事業等の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- 四 補助事業等の効果
- 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
- 六 その他各省各庁の長が定める事項
- 3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）

第四条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

2 略

（事情変更による決定の取消ができる場合）

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

- 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- 二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費
- 2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

（補助事業等の遂行の一時停止）

第七条 各省各庁の長は、法第十三条第二項の規定によ

り補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

（国の会計年度終了の場合における実績報告）

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

（補助金等の返還の期限の延長等）

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

- 2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長（略）に提出しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4～5 略

（加算金の計算）

第十条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

（延滞金の計算）

第十二条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（加算金又は延滞金の免除）

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
- 2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出の手続)

第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日(処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知った日)から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類添えて、これを当該処分をした各省各庁の長(法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

- 2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。
- 3 各省各庁の長は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

○文化芸術基本法(平成13年法律第148号)(抄)

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

○文化財保護法（昭和25年法律第214号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものという。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書
その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

（文化財保存活用大綱）

- 第百八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。
- 2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

（文化財保存活用地域計画の認定）

- 第百八十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請す

ることができる。

- 2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
 - 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- 四 計画期間
- 五 その他文部科学省令で定める事項
- 3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
 - 4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。
 - 5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。
 - 6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。
 - 8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更）

- 第百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村（以下この節及び第百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

（文化財の登録の提案）

- 第百八十三条の五 認定市町村の教育委員会は、第百八十三条の三第五項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第百八十三条の七第一項及び第二項において同

じ。)を受けた文化財保存活用地域計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第百九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。)の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

- 2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徵収)

第百八十三条の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

- 第百八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第百八十三条の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。
 - 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

(市町村への助言等)

- 第百八十三条の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。
- 2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
 - 4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(協議会)

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は

共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 当該市町村
 - 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
 - 三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
 - 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(文化財保存活用支援団体の指定)

- 第百九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下この節において「支援団体」という。)として指定することができる。
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
 - 3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。
 - 4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援団体の業務)

- 第百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
 - 二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
 - 三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。
 - 四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第百九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

- 2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ぜることができる。
- 3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第百九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第百九十二条の五 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(文化財保存活用地域計画の作成の提案等)

- 第百九十二条の六 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。
- 2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適當であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第百八十三条の五第一項の規定による提案をするよう要請することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

○芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について（平成22年9月16日文化庁長官決定）

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間 4～5 年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間 2～3 年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

7. 実績報告書記入例・実績報告書必要書類等チェックシート

(様式第6)

(記入例)

文 実 委 第10号

平成32年4月5日

文化庁長官

殿

補助事業者名等が変更になっている場合は、様式Aをもって文化庁へ速やかに報告してください。

補助事業者名
所 在 地
代表者職名
代表者氏名

**事業完了後30日以内の日又は4月10日のいずれか早い日までに提出してください。
※実績報告書提出時は新元号としてください。**

○○
○○県○○市1-1-1
市長
文化 次郎 印

平成31年度文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付を受けた下記の事業の実績について、
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、下記のとおり報告します。

事業報告書の「事業の名称」と同じ 名称を記載してください。		記	実績報告書提出時は新元号としてください。
事業の名称	○○市文化財保存活用地域計画作成事業		
補助事業の実施期間	平成31年 4月 1日着手 平成32年 3月31日完了		
補助金の交付決定額と その精算額	交付決定額 精 算 額 不 用 額	730,000 円 730,000 円 0 円	精算額は収支精算書の国庫 補助額の精算額と一致させて ください。

(記載上の注意)

別紙として、以下の書類を添付すること。

1. 補助事業経費収支精算書（交付申請書添付書類「補助事業に係る収支予算書」の様式に準じる）
2. 補助事業の実施内容
3. 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料
4. その他

(注) 文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱第9条に基づき、変更して交付決定があった場合には、変更後の額によること。

(注) 消費税法上の課税事業者である場合は、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱第10条第2項に基づき報告すること。

(注) 用紙は日本工業規格A4とする。
署名は必ず本人が自署すること。

<事業報告書>

様式第6の「事業の名称」と同じ
名称を記載してください。

(記入例)

事業の名称	○○市文化財保存活用地域計画作成事業
事業の内容	<p>事業の実施内容を具体的に記載してください。 (開催日, 開催場所, 開催内容等)</p>
得られた効果	<p>できる限り具体的な数値を記載してください。 <記載例> 「建造物を○○地区, ○○件を調査した」 「シンポジウムに○○名参加した」 「新聞○社に取り上げられた」 「アンケートの結果, 歴史文化への関心が○○%になった」 等</p>

<収支精算書>

交付決定通知書にある補助対象経費とその内訳(交付申請書を確認して記載してください。)を記入。

事業にかかった費用とその内訳を記入。

(記入例)

収入の部

区分	交付決定額（円）	精算額（円）	文化庁使用欄
自己負担額	20,000	27,350	
都道府県補助額			
市町村補助額	交付決定通知書に記載された補助金の額を記入。		補助金の執行額を記入 (様式第6の精算額にも同額を記載してください。)
その他（自己収入等）			
小計	20,000	27,350	
国庫補助額	730,000	730,000	
合計	750,000	757,350	

支出の部

(記入例)

(単位:円)

区分	事業費 a=b+c	補助額 b	自己負担額 ・自己収入額等 c
文化財保存活用地域計画作成事業	630,150	609,700	20,450
(項) 事前把握	255,600	250,650	4,950
(目) 賃金	223,200	219,050	4,150
共済費		0	
報償費		0	
旅費	0	0	0
使用料及び借料		0	
役務費	32,400	31,600	800
委託費		0	
請負費		0	
需用費		0	
(項) 調査	211,600	203,000	8,600
(目) 賃金		0	
共済費		0	
報償費	121,600	119,600	2,000
旅費	90,000	83,400	6,600
使用料及び借料		0	
役務費		0	
委託費		0	
請負費		0	
需用費		0	
(項) 作成作業	162,950	156,050	6,900
(目) 賃金		0	
共済費		0	
報償費		0	
旅費		0	
使用料及び借料	35,750	35,750	
役務費		0	
委託費		0	
請負費		0	
需用費	127,200	120,300	6,900
(項) 説明会等開催	0	0	0
(目) 賃金		0	
共済費		0	
報償費		0	
旅費		0	
使用料及び借料		0	
役務費		0	
委託費		0	
請負費		0	
需用費		0	
(項) 情報発信	0	0	0
(目) 賃金		0	
共済費		0	
報償費		0	
旅費		0	
使用料及び借料		0	
役務費		0	
委託費		0	
請負費		0	
需用費		0	
その他経費(事務費)	事務経費	127,200	120,300
	(項) 事務費	127,200	120,300
	(目) 賃金		0
	旅費		0
	役務費		0
	委託費		0
	需用費	127,200	120,300
	支出去合計	757,350	730,000
			27,350

(記載上の注意)

※事業実施上、計上していない費目の欄は削除してください。

※専用シート(賃金・報償費用、旅費用、その他用)で作成すること。

<支出内訳明細書>

(記入例)

(賃金・報償費用)

(項)事前把握

(目)賃金

支払年月日	目の細分	(受領者名等)						支払額等	田口
H31.10.1～12.28	資料整理等賃金	文科花子：10～12月分 (8時間/日×10日×3ヶ月)	930	240	時	1	222,200	4,150	1
		実績報告書提出時、5月1日以降は新元号としてください。							
賃金・報償費の単価を記載。 (※募集案内等にある上限額を超えていないか確認して、単位は募集案内等の上限単価表に合わせて記載すること。)									
賃金・報償費の受領者が業務を行った時間等の単位を記載。 (単位は募集案内等の上限単価表に合わせて記載すること。)									
支払った経費を記載。 (自己負担分を差し引かないこと。)									
支払年月日	目の細分	摘要 (受領者名等)	単価(円)	数量	単位	人数	金額	うち自己負担額等	領収書番号
H31.12.15	現地調査謝金	文化太郎 外4名 (10/30, 11/1, 12/15○○地域の現地調査)	9,400	3	日	3	84,600	0	2
H32.2.6	研究報告謝金	文科太郎 (2/6△△地域の現地調査報告)	37,000	1	日	1	37,000	2,000	3
賃金・報償費等の目の細分を記載。 (※目の細分名は、「地域文化財総合活用推進事業国庫補助要項」別紙に従って記入すること。)									
賃金・報償費の受領者名等を記載。									
合 計								121,600	2,000

記載上の注意

目の細分欄は、補助要項の目の細分ごとに記載すること

記入欄が不足する場合は、適宜追加して作成すること
収支精算書の(項)及び(目)の順番どおりに作成して

※領収書は、この支出内訳明細書に記載した順番どおりに並べてください。
 ※支出内訳明細は、領収書ごとに記載してください。

金額が少額で領収書が大量にあるため、領収書ごとに記載できない場合は、複数の領収書をまとめて記載することも可能とします。ただし、その場合はまとめた領収書内容の一覧表を作成して添付してください。

<支出内訳明細書>

(記入例)

(旅費用)

(項) 調査
(目) 旅費

支出内訳明細書の(項), (目)は収支精算書(支出の部)の(項), (目)の順番に従って作成してください。例えば、(項)調査において、旅費が発生していて、他の(項)でも旅費が発生している場合、各(項)の(目)旅費は別葉にして、作成してください。

支払年月日	目の細分	摘要 (旅行者)	経路 (出発地-経由地-到着地)	単価 (片道)	数量	金額	うち自己負担額等	領収書番号
H31. 10. 30 ～12. 15	費用弁償	文化太郎	交通費 (東京-×××) (10/30, 11/1, 12/15)	13,900	6	83,400	0	4
H31. 10. 30 ～12. 15	費用弁償	文化太郎	日 当 (10/30, 11/1, 12/15)	2,200	3	6,600	6,600	4
旅費の目の細分を記載。 (※目の細分名は、「地域文化財総合活用推進事業国庫補助要項」別紙に従って記入すること。)		旅行者の氏名を記載すること。		片道金額を記載すること。		往復の場合は「2」と記載し、往路と復路が異なる場合は、2行に分けて記載すること。		
合 計						90,000	6,600	

記載上の注意

- 目の細分欄は、補助要項の目の細分ごとに記載すること
- ガソリン代、日当は計上しないこと
- 記入欄が不足する場合は、適宜追加して作成すること
- 収支精算書の(項)及び(目)の順番どおりに作成してください。

(記入例)

<支出内訳明細書>

(項) 事前把握
(目) 役務費

支出内訳明細書の(項), (目)は収支精算書(支出の部)の(項), (目)の順番に従って作成してください。例えば、(項)事前把握において、役務費が発生していて、他の(項)でも役務費が発生している場合、各(項)ごとに別葉にして、作成してください。

支払年月日	目の細分	摘要 (品名等)	数量	単位	単価(円)	金額	うち自己負担額等	領収書番号
H32. 1. 13	通信運搬費	郵便料	30	通	82	2,460	800	5
H32. 2. 6	通信運搬費	資料運搬料	1	式	29,940	29,940		6
領収書等の日付	貯金・報償費等の目の細分を記載。 (※目の細分名は、「地域文化財総合活用推進事業国庫補助要項」別紙に従って記入すること。)				購入した品名、契約した業務名等を記載してください。			
合 計						32,400	800	

記載上の注意

目の細分欄は、補助要項の目の細分ごとに記載すること
記入欄が不足する場合は、適宜追加して作成すること
収支精算書の(項)及び(目)の順番どおりに作成してください。

(項) 作成作業
(目) 需用費

支出内訳明細書の(項), (目)は収支精算書(支出の部)の(項), (目)の順番に従って作成してください。例えば、(項)作成作業において、需用費が発生していて、他の(項)でも需要費が発生している場合、各(項)ごとに別葉にして、作成してください。

支払年月日	目の細分	摘要 (品名等)	数量	単位	単価(円)	金額	うち自己負担額等	領収書番号
H32. 1. 13	消耗品費	封筒	30	枚	30	900	300	7
H31. 11. 16～ H32. 3. 10	消耗品費	ドッヂファイル他	1	式	126,300	126,300	6,600	8, …
	領収書等の日付				購入した品名、契約した業務名等を記載してください。			
合 計						127,200	6,900	

記載上の注意

目の細分欄は、補助要項の目の細分ごとに記載すること
記入欄が不足する場合は、適宜追加して作成すること
収支精算書の(項)及び(目)の順番どおりに作成してください。

(記入例)

<支出内訳明細書>

(項) 作成作業
(目) 使用料及び借料

支出内訳明細書の(項), (目)は収支精算書(支出の部)の(項), (目)の順番に従って作成してください。例えば、(項)策定作業において、使用料及び借料が発生していて、他の(項)でも使用料及び借料が発生している場合、各(項)ごとに別葉にして、作成してください。

支払年月日	目の細分	摘要 (品名等)	数量	単位	単価(円)	金額	うち自己負担額等	領収書番号
H32. 1. 30	会場使用料	市民ホール(大)	1	日	35,750	35,750	0	17
		賃金・報償費等の目の細分を記載。 (※目の細分名は、「地域文化財総合活用推進事業国庫補助要項」別紙に従って記入すること。)						
合 計						35,750	0	

記載上の注意

目の細分欄は、補助要項の目の細分ごとに記載すること

記入欄が不足する場合は、適宜追加して作成すること

収支精算書の(項)及び(目)の順番どおりに作成してください。

(項) 事務費
 (目) 需用費

支払年月日	目的細分	摘要(品名等)	数量	単位	単価(円)	金額	うち自己負担額等	領収書番号
H31. 10. 22	消耗品費	封筒	30	枚	30	900	300	18
H32. 3. 15	消耗品費	ドッヂファイル	50	点	500	25, 000	5, 300	19
H32. 2. 5 ～3. 9	消耗品費	テープのり外11点	1	式	101, 300	101, 300	1, 300	20, 21, 22, 23, 24, 25
		領収書等の日付			品名等を見積書や領収書の但し書き等に合わせて記載すること。			
合 計						127, 200	6, 900	

記載上の注意

目的細分欄は、補助要項の目的細分ごとに記載すること

記入欄が不足する場合は、適宜追加して作成すること

収支精算書の（項）及び（目）の順番どおりに作成してください。

<事業担当者連絡先>

ふりがな	
申請団体名	
ふりがな	
担当者氏名	
担当者連絡先	(TEL)
”	(FAX)
”	(E-mail)

<書類作成担当者連絡先>

ふりがな	
申請団体名 又は所属先	
ふりがな	
担当者氏名	
担当者連絡先	(TEL)
”	(FAX)
”	(E-mail)
郵送先	〒
その他	

実績報告書の作成者または内容について、御説明いただける方等で、修正や添付書類の不備について、対応いただける方を記載してください。
 また、日中連絡の取れる連絡先を記載してください。代表番号の場合は、直通の連絡先も併記してください。
 事業担当者と同じ場合は、「同上」と記載してください。

<領収書貼付台紙>

(記入例)

(項)	調査	(目)	報償費	(目の細分)	現地調査謝金	領収書番号
						2, 3

領 収 書 No. 2

平成 31 年 12月 15日
○○市 様

実績報告書提出時、5月1日以降は新元号としてください。

★ ¥ 28,200

但 調査謝金 3日分 (10/30, 11/1, 12/15)

上記 正に領収いたしました
内訳 9,400円×3日
税抜金額
消費税額

コピーの際、薄くならないよう
鮮明にコピーをしてください。
文化 太郎印

領 収 書 No. 2

平成 31 年 12月 15日
○○市 様

★ ¥ 28,200

但 調査謝金 3日分 (10/30, 11/1, 12/15)

上記 正に領収いたしました
内訳 9,400円×3日
税抜金額
消費税額

手書きでも結構です。
何に対する領収書か
必ず明記してください。
□□ ☆☆印

領 収 書 No. 2

平成 31 年 12月 15日
○○市 様

★ ¥ 28,200

但 調査謝金 3日分 (10/30, 11/1, 12/15)

上記 正に領収いたしました
内訳 9,400円×3日
税抜金額
消費税額等 (%)

×× ○○印

領 収 書 No. 2

平成 31 年 12月 15日
○○市 様

★ ¥ 28,200

但 調査謝金 3日分 (10/30, 11/1, 12/15)

上記 正に領収いたしました
内訳 9,400円×3日
税抜金額
消費税額等 (%)

○× ▽□印

領 収 書 No. 3

平成 32 年 2月 6日
○○市 様

★ ¥ 37,000

但 研究報告謝金 (2/6)

上記 正に領収いたしました
内訳 37,000円×1回分
税抜金額

文科 太郎文科印

上限金額を超えて支払った場合は、団体の自己負担としてください。

※各領収書の宛名、金額、但し書きがきちんと見えるように貼り付けてからコピーしてください。
※受領者はサイン及び押印の両方を記載してください。

<領収書貼付台紙>

(記入例)

(項)	調査	(目)	旅費	(目の細分)	旅費	領収書番号	4
-----	----	-----	----	--------	----	-------	---

平成 31 年 10 月 30 日 OO市様	領 収 書 No. 4-1
★ ¥ 30,000	
但 10/30 現地調査旅費として	
上記 正に領収いたしました	
内訳 交通費 片道13,000円×2回 ※日当2,200円含む	
〒東京都千代田区OO 文化太郎 印	

日当は一律補助対象外です。
日当を支払った場合は、団体の自己負担としてください。

平成 31 年 11 月 1 日 OO市様	領 収 書 No. 4-2
★ ¥ 30,000	
但 11/1 現地調査旅費として	
上記 正に領収いたしました	
内訳 交通費 片道13,000円×2回 ※日当2,200円含む	
〒東京都千代田区OO 文化太郎	

※各貼 ※受	領 収 書 No. 4-3	るよう
	平成 31 年 12 月 15 日 OO市様	
	★ ¥ 30,000	
	但 12/15 現地調査旅費として	
	上記 正に領収いたしました	
	内訳 交通費 片道13,000円×2回 ※日当2,200円含む	
	〒東京都千代田区OO 文化太郎	

※各領収書の宛名、金額、但し書きがきちんと見えるように貼り付けてからコピーしてください。
※受領者はサイン及び押印の両方を記載してください。

<領収書貼付台紙>

(記入例)

(項)	事前把握	(目)	役務費	(目の細分)	通信運搬費	領収書番号	5, 6
-----	------	-----	-----	--------	-------	-------	------

○○郵便局領収書

No. 5

平成32年1月13日
○○市様

定型 30通 × 82 ¥2,460

合計 ¥2,460

上記の金額を受領しました。



領 収 書	No. 6
平成 32 年 2 月 6 日	
○○市様	
★ ¥ 29,940	
但 資料運搬料	
(10/30, 11/1・15, 2/6)	
上記 正に領収いたしました	
内訳 4,000円×6回分	
2,970円×2回分	
×△運送株式会社	
東京都銀座○-□-△-207	
Tel 03-3538-****	
×△和 樂器店 之印	

※各領収書の宛名、金額、但し書きがきちんと見えるように
貼り付けてからコピーしてください。

※受領者は署名及び押印の両方を記載してください。

※各領収書の宛名、金額、但し書きがきちんと見えるように貼り付けてからコピーしてください。
※受領者はサイン及び押印の両方を記載してください。

<領収書貼付台紙>

(記入例)

(項)	作成作業	(目)	需用費	(目の細分)	消耗品費	領収書番号	7, 8, ...
			<p style="text-align: center;">領 収 書 No. 8</p> <p>平成 31 年 11 月 16 日</p> <p>○○市 様</p> <p style="text-align: right;">★ ¥ 12,000</p> <p>但 ドッヂファイル 外2点</p> <p>上記 正に領収いたしました 内訳 ドッヂファイル 540円×20冊 ゼムクリップ 540円 クリアファイル 660円 東京都銀座○-□-△-207 Tel 03-3538-****</p> <p>手書きでも結構です。何に対する領収書か必ず明記してください。</p> <p>×△文具店 ×△和楽器店之印</p>				
No. 7	○○郵便局領収書 平成32年1月13日 ○○市 様		定型封筒 30通 × 30 ¥900		合計 ¥900		
上記の金額を受領しました。							

※各領収書の宛名、金額、但し書きがきちんと見えるように貼り付けからコピーしてください。

※受領者は署名及び押印の両方を記載してください。

※各領収書の宛名、金額、但し書きがきちんと見えるように貼り付けてからコピーしてください。
※受領者はサイン及び押印の両方を記載してください。

平成 31 年度 地域文化財総合活用推進事業実施報告書

①都道府県・市区町村名	○○市	②補助事業の種類	I 文化財保存活用地域計画作成事業
			II 歴史文化基本構想策定事業
			III 歴史文化基本構想改訂事業
③実施計画の名称	○○市文化財保存活用地域計画作成事業 申請の際の様式 1－1 と同じ名称を記載してください。		
④実施計画期間	平成 31 年 4 月～2022(平成 34) 年 3 月 (3 年) 申請の際の様式 1－1 と同じ期間を記載してください。 報告書提出時は、5 月以降、新元号としてください。		
⑤過去の補助事業実績	申請の際の様式 2－2 に記載した内容を抜粋して記載してください。		
⑥計画の実施状況（概要） ※平成 31 年度までに実施した計画の実施状況を記載してください。	事業の実施内容を具体的に記載してください。		
⑦事業実施による効果等の検証・分析結果 ※平成 31 年度までの計画の実施により得られた効果や実施以後の状況（人数、理解度、活用状況、人材育成などの指標の基づき、定量的・定性的な効果）を具体的に記載してください。	<p>(総合的把握調査)</p> <p>①今まで、調査対象としている文化財を○○件把握し、できる限り数値を記載すること。</p> <p>合的に把握することができ、新たに指定対象となる文化財を○○件把握し、新規登録を行うこととなった。</p> <p>②総合的把握調査の結果を報告するため、○○シンポジウムを開催し、○○人が参加した。 アンケートの結果……。</p>		
⑧担当者連絡先	<p>ふりがな</p> <p>担当者氏名 ○○ ○○(○○市教育委員会文化課) ※所属を記載ください</p> <p>T E L ○○○○ F A X ○○○○</p> <p>E-mail ○○○○</p> <p>住所 ○○</p>		

※ スペースが足りない場合は、行の幅を変更したり、ページを追加したりしても差し支えありません。

実績報告書必要書類等チェックシート

1. 実績報告書（様式第6）について		<p>① 実績報告書の作成にあたり、「手引書」及び「実績報告書記入例」を精読しましたか？ 必ず「手引書」及び「実績報告書記入例」を確認、熟読の上、実績報告書を作成してください。 手引き書等に従って作成されていない実績報告書は認められない場合があります。</p> <p>② 文書日付について,</p> <p>A 事業完了日から30日以内または平成32年4月10日のいずれか早い年月日になっていますか?</p> <p>B 補助事業実施期間の完了日以降になっていますか?</p> <p>③ 補助事業者名・代表者職名・代表者氏名は交付決定通知書と同じ名称が記載されていますか？ (変更がある場合は、⑤を確認。)</p> <p>④ 委員会の規約や名簿と整合性が取れていますか? (規約では「委員長」となっているのに、名簿では「会長」等になってしまいませんか?)</p> <p>⑤ 補助事業者名、所在地、代表者氏名が変更となっている場合は、様式Aの補助事業者等変更届を提出していますか?</p> <p>⑥ 押印はされていますか?</p> <p>⑦ 事業の名称は、交付決定を受けた交付申請書に記載された名称と同じ名称になっていますか?</p> <p>⑧ 補助事業の実施期間について、完了日は実際に事業が完了した日でありますか?</p> <p>⑨ 交付決定額は、交付決定通知書の金額と一致していますか?</p> <p>⑩ 精算額は、収支精算書（収入の部）の精算額欄にある国庫補助額と同額になっていますか?</p> <p>⑪ 不用額は、収支精算書（収入の部）の交付決定額欄にある国庫補助額から精算額欄の国庫補助額を除した額となっていますか? (「精算額」+「不用額」= 精算額欄の「国庫補助額」となっていますか?)</p>	<input type="checkbox"/>
2. 事業報告書について		<p>① 事業の名称は、交付決定を受けた交付申請書に記載された名称と同じ名称になっていますか？ 実績報告書（様式第6）の事業の名称と同じ名称になっていますか？</p> <p>② 事業の実施内容について、具体的かつ詳細な内容を記載していますか？ (行事・講座等の開催日、開催場所、開催内容等)</p> <p>③ 得られた効果は、事業実施により想定される効果と整合性が図られていますか？</p>	<input type="checkbox"/>
3. 収支精算書について (収入の部)、(支出の部)		<p>① 収入の部について,</p> <p>A 交付決定額欄の額は、交付決定通知書の交付決定額と一致していますか？収支精算書（支出の部）の補助額の合計と整合性がとれていますか？</p> <p>B 精算額欄に記載した金額は、実績報告書（様式第6）の精算額、収支精算書（支出の部）の事業費の合計、補助額の合計及び自己負担額等の合計と整合性がとれていますか？</p> <p>② 支出の部について,</p> <p>A 記載上の注意をよく読んだ上で作成しましたか？ (実施した事業に関係のない項目、目の欄は削除等)</p> <p>B 補助要項別紙に記載のない項目、目、目の細分を追加していませんか？</p>	<input type="checkbox"/>
4. 支出内訳明細書		<p>① 支出内訳明細書は、収支精算書（支出の部）の（項目）、（目）の順番に沿った形で作成していますか？</p> <p>② 賃金・報償費（謝金）・旅費について、専用のシートを使用して作成していますか？</p> <p>③ 賃金・報償費（謝金）について,</p> <p>A 単価は、単価上限を超えない金額になっていますか？ 単価上限を超えている場合は、超過分を自己負担額欄に記述していますか？</p> <p>B 単位は、実務手引き書にある単価表と同じ単位で計上していますか？</p>	<input type="checkbox"/>

実績報告書必要書類等チェックシート

	<p>④ 旅費について、</p> <p>A 単価は、単価上限を超えない金額になっていますか？ 単価上限を超えてる場合は、超過分を自己負担額欄に記述していますか？</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>B 交通費の場合は、移動区間を記載していますか？（例：JR○○駅～△△空港～近鉄××駅）</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>C 旅費を支給している場合、当該地方公共団体の旅費規程等を添付していますか？</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>⑤ 支払年月日には、領収書日付、請求書日付等が記載されていますか？ (複数の領収書等をまとめて記載している場合、内訳の分かる領収書が添付されていますか？)</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>⑥ 摘要欄に、使途を判別できる情報が記載されていますか？</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>⑦ 一式、としている場合の詳細な内訳を添付していますか？ (物品名、単価、個数、金額等がわかる書類を添付してください。)</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>⑧ 補助対象外経費は計上されていないですか？ (補助要項、募集案内、実務手引き書を参照)</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>⑨ 支出内訳明細書の目毎の金額と、収支精算書（支出の部）の目毎の金額は合致していますか？</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>⑩ 自己負担額欄について</p> <p>A 自己負担額（都道府県補助額、市町村補助額、その他収入含む）がある場合は、「自己負担額」欄への記載をしていますか？</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>B 金額欄の内数になっていますか？</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>⑪ すべての金額欄の検算をしましたか？</p>	<input type="checkbox"/>
5. 担当者連絡先について	<p>① 書類作成担当者の連絡先は、平日の日中に連絡のとれる電話番号、アドレスを記載していますか？</p>	<input type="checkbox"/>
6. 帳簿、領収書等の証憑類	<p>① 支払を証明する書類等はすべて添付されていますか？</p> <p>② 領収書等について、</p> <p>A コピーを添付し、原本は手元に保存してありますか？</p> <p>B 支出内訳明細書の領収書番号欄と同じ番号を振り、同じ順番で添付してありますか？</p> <p>C 任意のA4用紙または様式第6の領収書貼付台紙をA4で印刷したものに貼り付けていますか？各領収書が重ならないように貼り付けていますか？</p> <p>D 領収書の内容にはきちんと必要事項が記載されていますか？ (宛名、但し書き、領収印、領収書日付)</p> <p>E 領収書の宛名は補助事業者名になっていますか？</p> <p>④ 旅費、謝金等において、団体の代表が一括して受領し、その後分配している場合、団体の代表のみの受領印ではなく、分配後の各人からそれぞれ受領印（金額も明記してあるもの）を貰っていますか？</p> <p>⑤ 委託費・請負費がある場合は、詳細な仕様書を添付していますか？</p> <p>⑥ 発注金額が100万円以上の場合、複数者から見積書を徴していますか？ 複数者から見積書を徴することが出来ない場合は、理由書（任意様式）を添付していますか？</p>	<input type="checkbox"/>
7. ~11. その他添付書類について	<p>① 事業実施の際の成果物（報告書、パンフレット等）を添付していますか？</p> <p>② 実施体制の規約及び名簿は添付していますか？ (（仮）や（案）になっているものは不可。)</p> <p>③ 交付決定通知書の写しは添付していますか？</p> <p>③ 計画変更を行っている場合は、計画変更承認通知書（あるいは交付決定変更通知書）を添付していますか？</p> <p>④ この実績報告書必要書類チェックシートを添付していますか？</p>	<input type="checkbox"/>